



酒田地区 地域計画だより

令和5年4月 第1号
浪江町役場・農業委員会
酒田農事復興組合

花の香りが春風に乗って運ばれる清明のみぎり、皆様にはお健やかに暮らしのことと存じます。また日頃から町の農業行政にご理解賜りありがとうございます。

国の新たな制度で、令和5年度・6年度の2年間で「地域計画」を各地域で策定していくことになりました。策定にあたっては、町・双葉農業普及所・農業委員会・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。

その後農地バンクに農地所有者様が農地を貸して、農地バンクが担い手に貸すという仕組みを将来的に取入れていくことになります。おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、担い手農業者・農業後継者・農地所有者・地域の方々も交えて、地域農業の将来について皆さんの話し合いを本格的に始めていこうと町として考えているところです。皆様の意向を是非とも町へお聞かせ下さい。よろしくお願いいたします。



浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1.地域計画とは

- ◆地域の人と農地の課題(農業者の高齢化や担い手・後継者不足等と農地利用未計画・耕作放棄地の増加)を解決するため、地域の方々の話し合いにより作成する『地域の将来設計図』です。

※令和4年度までは「人・農地プラン」、令和5年度から「地域計画」へ名称変更

◆地域計画を形だけのものにしないためにも◆

- ①地域の話し合いやアンケート等を通じて、
- ②だれがどこで作付けする計画なのか地図(目標地図)にして、
- ③耕作されない農地はどうしていくのか

▶例えば…

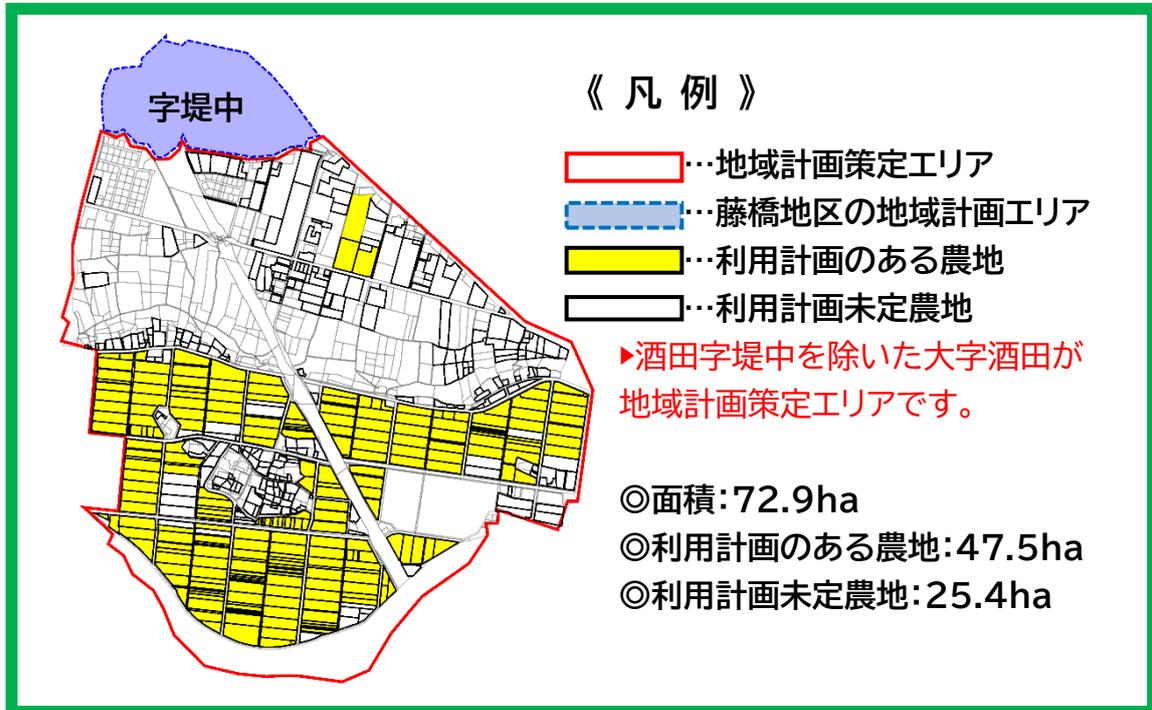
- ☞地域内から担い手を育てていこうか？
- ☞地域外から農地の受け手を幅広く受け入れようか？
- ☞農地中間管理事業で農地の集積・集約化など進めてみようか？



…など、地域の方針を盛り込み、10年後の地域の農業・農地の在り方を書面として明確化するものです。

2.酒田地区の地域計画エリア(案)について

《※大字界が基本となります。》



※農地面積については、令和4年12月時点のデータに基づいて算出。

※利用計画のある農地については、JAマッチング2022の担い手確認会の際に確認した利用計画です。

※確定値ではございませんので、予めご了承下さい。



これまでの経緯

- ▶令和4年10月24日…酒田農事復興組合:鈴木義雄組合長と顔合わせ
(内容)酒田地区の現状をお聞きし、進め方の打合せなど
- ▶令和4年11月22日…第一回 地域計画打合せ
(参加者)酒田地区の農業者6名、関係者4名→計:10名
(内容)関係者からの制度説明、意見交換など
- ▶令和5年3月27日…第二回 地域計画打合せ
(内容)地域計画策定エリア(案)について、今後のスケジュールについてなど

酒田地区の課題

- ①町道 原2号線の南北に点在する畑の利用について
☞現時点では利用計画未定であり、農地所有者様に所有している農地の意向「ご自身で営農するか、貸していくか」などを確認していく。

②現在5個人・1組織・1法人の担い手がいるが、地域計画の中に10年後までの計画書を作っていきにあたり、担い手の世代交代が考えられる。

☞若手農業者へ拡大意向や今後の計画についてお聞きし計画に反映。

③限られた人数での作業効率アップを目指し、生産性の向上を検討していく。

☞農地所有者様への意向調査の際に「畦畔の除去」や「所有農地の除染有無」、などを質問項目として加える。

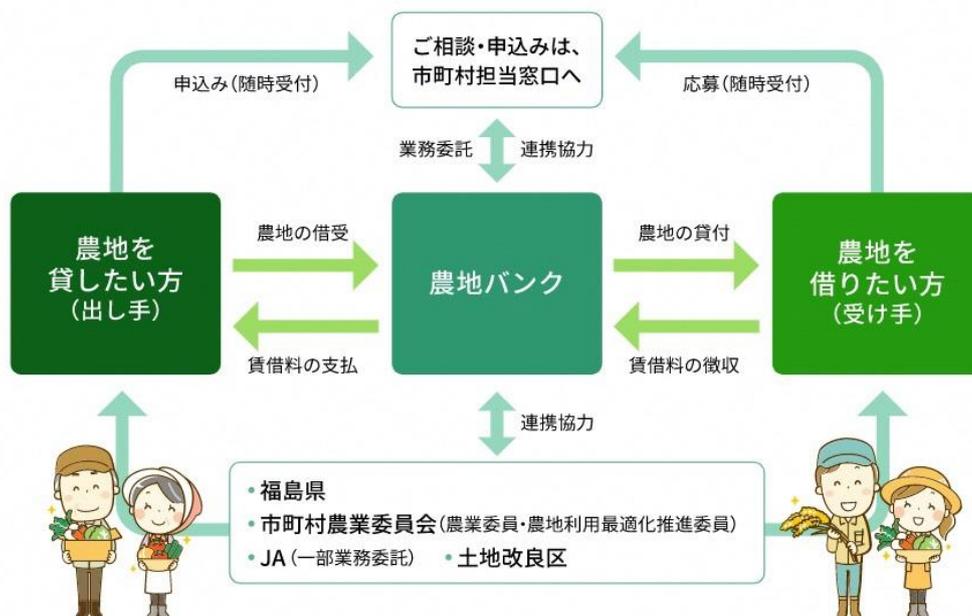
④草刈りや堀払い、農繁期の人手不足について

☞意向調査等の際に、人足作業への参加や農繁期等に農業用機械オペレーターでの参加可能かなども質問項目に加える。

3.農地バンクについて

▶農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。

▶農地を貸したい方から農地バンクが農地を借り入れ、農地を借りたい方へまとまりのある面積で長期間貸付けます。



§ 出し手のメリット §

- ◆安心して農地を貸出せます。
- ◆要件が合えば「経営転換協力金」が交付されます。
- ◆農業者年金の加算付年金を受給できます。
- ◆贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。
- ◆固定資産税の軽減措置が受けられます。

§ 受け手のメリット

- ◆長期の安定した借入が可能になります。
- ◆農地の集約化により経営が安定します。
- ◆多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。

§ 地域のメリット §

- ◆農地バンクが貸し借りの仲立ちをし、賃借料の徴収・支払を行っていきます。
- ◆公的機関の仲立ちにより、将来に向けて地域の農地を守ることができます。
- ◆地域計画により地域で集積に取組んだ場合、預け入れた面積の割合に応じ地域集積協力金が酒田地区に交付されます。(同一の農地について1度限り交付)

◆交付要件◆①貸付期間 6 年以上 ②用途区域は対象外 ③交付対象面積の10%が新たに担い手に集積されること

◆国から交付される「地域集積協力金」は地域で用途を決めます。

<例えば> ◎共同で利用する農業用機械の購入費や購入積立金

◎農道や水路の修繕に必要な資材費

◎集落営農組織の法人化に向けた資金 などに活用されています。

よくいただくご質問

Q:手数料はかかりますか？

A:契約1件ごとに賃借料1%相当(下限800円、上限8,000円)がかかります。

Q:契約期間は何年ですか？

A:契約期間は原則10年以上です。ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。

Q:契約期間の途中でも解約できますか？

A:出し手、農地バンク、受け手の3者で合意ができれば解約が可能です。この場合、解約理由により解約手数料(6,000円/1契約)がかかる場合があります。

幅広い意見を聞き、地域の関係者が一体となって話し合うことが大切です。

✿浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

✿浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

✿福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在)

☎ 0240-34-0246

(携帯)070-8688-9530

(携帯)070-8688-9529



✿お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい✿

